

平成24年(行ウ)第6号

原告 宮部懐太郎

被告 鳥取市

証拠説明書

平成25年11月11日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 駒井重忠

被告訴訟代理人 弁護士 西川弘康

被告訴訟復代理人 弁護士 今田慶太

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。

記

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙17	判決正本 (鳥取地方裁判所平成25年(行ウ)第3号)	平成25年3月15日	鳥取地方裁判所民事部	原告が公文書の開示等を求めて提起した別訴においても、特定の地区に対象地区があるかどうかに関わる公文書の開示によって、当該地区の居住者や出身者が差別にさらされるなど、その権利利益を害するおそれがあると認定されたこと	
乙18	判決正本 (広島高等裁判所松江支部平成25年(行ニ)第6号)	平成25年10月9日	広島高等裁判所松江支部	同上	

平成24年（行ウ）第6号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件

原告 官部慎太郎

被告 鳥取市

証拠意見書（4）

平成25年11月11日

鳥取地方裁判所民事部 御中

被告訴訟代理人 弁護士 駒井重忠



被告訴訟代理人 弁護士 西川弘康



被告訴訟復代理人 弁護士 今田慶太



原告から平成25年4月30日付でなされた文書提出命令申立に対し、被告は下記のとおり意見を述べる。

記

1 証拠の必要性について

原告第4準備書面からも明らかなように、原告が主張する違法性の根拠は、解放令違反である。

すなわち、被差別部落を理由とする固定資産税等の減免措置が、明治4年8月28日付太政官布告の解放令（甲4）に違反するがゆえに違法と述べるものである。このために原告の文書提出命令申立がなされている（同申立書記載の「証明すべき事実」を見れば明らかである。）。

しかし、解放令は「法律」としての効力を持たず、地方税法及び同和対策事

業特別措置法等の同和対策法の効力を制限するものではない。また、国と地方公共団体が協力して行ってきた同和対策事業を拘束するものでもない。そして、鳥取市税条例を拘束する効力を持つものでもない。解放令は、地方税法及び鳥取市税条例に基づく減免措置を違法とする根拠にはなりえない。

従って、文書提出命令申立によって証明すべき事実が、対象区域が被差別部落と一致することを証明し、解放令違反を主張しようとするものである以上、その必要はないと言うべきである。

2 4号ロ該当性について

これについては、被告の平成25年7月1日付け証拠意見書(2)で述べたとおりである。

原告が被告に対し公文書の開示等を求めて提起した別訴においても、一審、二審ともに、特定の地区に対象地区があるかどうかに関わる公文書の開示によって、当該地区の居住者や出身者が差別にさらされるなど、その権利利益を害するおそれがあると認められる文書であることを認定し、公共の利益が害されることを認めている(御庁平成25年3月15日付け判決、広島高等裁判所松江支部平成25年10月9日付け判決)(乙17、乙18)。

なお、原告は、上記別訴においても、本件と同様に、対象地区を記した図面について文書提出命令を申し立てているが、証拠調べの必要性がないものとして却下されている(乙17、21頁以下)。

以上